

## 西東京市新型コロナワクチン接種実施計画の改訂(概要)について(案)

令和5年3月8日付けで、厚生労働大臣より「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について通知があり、「令和5年春開始接種」が、令和5年5月8日から適用されることから、令和5年春開始接種に係る接種体制等を「西東京市新型コロナワクチン接種実施計画」に位置づけるため、下記のとおり改訂する。

### 記

#### 1 改訂の主な内容(第12版)

##### (1) 実施期間の延長

令和5年3月8日付け厚生労働大臣通知により、新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行う期間の延長が指示されたことから、計画の期間を令和3年2月17日から令和6年3月31日までとする。

##### (2) 「令和5年春開始接種」対象者

初回接種を終了した以下の方が対象

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 5歳以上65歳未満の方で、基礎疾患を有する方や、新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認める方
- ③ 医療従事者等及び高齢者施設等の従事者

##### (3) スケジュール及び接種者数(見込み)

- ① 開始時期 令和5年5月8日から
- ② 接種者数(見込み) 約70,000人

##### (4) 接種の実施体制

西東京市医師会や医療機関と十分な協議を行い、市民に身近な市内医療機関における個別接種及び市が開設する集団接種会場で接種を行う。

#### 2 改訂日

令和5年3月17日